

ホームアンテナ FT (4G LTE) の運用管理に関する規約

ソフトバンク株式会社

第 1 章 総則

第 1 条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社 (以下「当社」といいます。) が、利用契約 (次条第 6 項に定めます。) に基づきフェムトセル小型基地局 (次条第 1 項に定めます。) を設置するにあたり、フェムトセル小型基地局の運用を行う者 (以下「運用者」といいます。) に遵守していただく事項等について定めます。2 当社は、当社 Web サイトに変更後の本規約を予め掲載し、公表することにより本規約を変更することがあります。その場合には、運用者に遵守していただく事項等は変更後の規約によるものとします。

第 2 条 (定義)

「フェムトセル小型基地局」とは、4G 通信サービス (第 5 項で定義) における電波状況改善を目的とした小型無線局をいいます。
2 「小型基地局設備」とは、フェムトセル小型基地局とフェムトセル小型基地局接続構成上のブロードバンド回線、ブロードバンド回線事業者が提供する回線終端装置等及び LAN ケーブルの総称をいいます。
3 「フェムトセル機器」とは、フェムトセル小型基地局の主たる部分を構成する装置であって、電波を発する機能を有する物をいいます。
4 「本契約」とは、運用者が本規約に同意することによって成立する運用管理契約をいいます。
5 「4G 通信サービス」とは、4G 通信網 (第 7 項で定義) を使用して行う電気通信サービスであって当社が提供するもの及び特定役務提供事業者 (株式会社ジャパネットたかた) が当社の 4G 通信網を使用して提供するものをいいます。
6 「利用契約」とは、運用者が運用・管理するホームアンテナ FT (4G LTE) の利用に係る契約をいいます。
7 「4G 通信網」とは、FDD-LTE 方式、TDD-LTE 方式、AXGP 方式、NB-IoT 方式又は eMTC 方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体して設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます)。

第 2 章 契約の成立

第 3 条 (運用者の条件)

運用者は、以下の条件を満たしていることとします。

- 1 利用契約の契約者より、フェムトセル小型基地局の運用管理に係る電波法及び関連法令等についての説明を受けていること (運用者が利用契約者である場合は、フェムトセル小型基地局の運用管理に係る電波法及び関連法令等について理解していること)
- 2 フェムトセル小型基地局の運用管理に係る電波法及び関連法令等を遵守すること
- 3 電波法に基づく総務大臣または当社からの指示・命令に従うこと
- 4 当社が利用契約に基づくフェムトセル小型基地局の運用者として、氏名 (法人の場合は名称、代表者名及び代表者役職名)、住所、電話番号、連絡先 (法人の場合のみ担当者所属部署、担当者役職名及び担当者名) を総務省に届出を行うことに同意すること
- 5 小型基地局設備を設置する建物に速やかかつ任意に出入りすることが可能であると当社が認めたこと
- 6 小型基地局設備の各機器の電源 OFF/ON 等の簡単な操作が出来ること
- 7 障害発生時等において、当社から 365 日時間帯を問わず連絡が行われる場合があることに同意すること
- 8 前号の場合において、当社の指示に従い小型基地局設備の各機器の電源 OFF/ON 等の簡単な操作を行う場合があることに同意すること
- 9 別表記載の無線局免許状等記載事項について把握すること。

第 4 条 (運用者情報の届出及び変更届出)

運用者は、氏名 (法人の場合は名称、代表者名及び代表者役職)、住所、電話番号、連絡先 (法人の場合のみ担当者所属部署、担当者役職名及び担当者名) 及びその内容を証する書類を自らまたは利用契約の契約者を通じて、速やかに当社受付窓口に連絡し届け出るものとします。
2 運用者は、氏名 (法人の場合は名称、代表者名及び代表者役職)、住所、電話番号、連絡先 (法人の場合のみ担当者所属部署、担当者役職名及び担当者名) に変更があった場合、自らまたは利用契約の契約者を通じて、速やかに当社受付窓口に連絡し変更内容を届け出るものとします。
3 当社は、当社が必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることが出来るものとします。
4 当社は、本条に定める届出事項について総務省へ届け出を行うものとします。
5 本条に定める届出内容に誤りがあったこと、または届出等が行われなかったことにより、運用者に生じた不利益は全て運用者の負担とし、かかる事由により当社に損害が生じた場合には、運用者はこれを賠償するものとします。

第 5 条 (契約の成立)

本契約は、第 4 条に定める申込みが行われ、当社がこれを受理し当社に届け出た内容及びその他必要書類等に不備がないことを確認した時点で成立するものとします。
2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の申込みを承諾しない、または既に締結された本契約を取消すことができるものとします。
(1) 当社所定の申込条件が満たされていない場合
(2) 当社への届出事項の重要な登録事項に、虚偽の記載、誤記、または記載

漏れがあった場合

- (3) 運用者が当社または特定役務提供事業者に対する債務の弁済を遅延している場合、または遅延するおそれがある場合
- (4) 運用者が過去に当社または特定役務提供事業者から不正利用などにより当社または特定役務提供事業者の提供する 4G 通信サービスにかかわる契約または他のサービスの利用契約を解除、または停止されていた場合
- (5) 当社に運用者として届け出された者が、電波法もしくは放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、もしくはその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない場合、または無線局の免許もしくは登録の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない場合
- (6) その他当社が適当でないと判断した場合

第 3 章 運用者の責務等

第 6 条 (運用者の義務)

フェムトセル小型基地局は、当社の資産であり、運用者は本規約の各条項及び当社の指示に従い、フェムトセル小型基地局を適切な方法で管理、運用するものとします。
2 運用者は、フェムトセル小型基地局の障害等の不具合が発生した場合、当社の指示に従い、障害等の不具合を解消する為、小型基地局設備の電源の OFF/ON 等の簡単な操作を行うものとします。
3 運用者は、フェムトセル小型基地局に障害等が発生した場合、自らまたは利用契約の契約者を通じて、速やかに当社に通知するものとします。
4 運用者は、当社からフェムトセル小型基地局の状態等について報告を求められた場合、または当社から管理上の通知を行った場合速やかにこれに応じるものとします。
5 運用者は、運用者以外の者に、フェムトセル機器以外の小型基地局設備の操作をさせる場合、自らの指示により操作させるものとします。運用者は、運用者以外の者にフェムトセル機器の操作をさせる場合、事前にフェムトセル小型基地局の運用管理に係る法令等について説明し、自らの指示により操作させるものとします。尚、これらの場合においても運用責任は、運用者にあります。

第 7 条 (禁止事項)

運用者は、小型基地局設備の運用・管理にあたって、次の各号に定める行為を行ってはならず、また運用者以外の者に行わせてはならないものとします。
(1) 当社の許可なくフェムトセル小型基地局の設置場所を変更すること
(2) 小型基地局設備の接続構成を、当社がフェムトセル小型基地局経由の通信の品質劣化を伴うと判断する接続構成に変更すること
(3) フェムトセル小型基地局の譲渡・質入・転貸等を行うこと
(4) フェムトセル小型基地局の損壊・破棄・分解・改造等を行うこと
(5) 当社の許可なくフェムトセル機器を当社が指定する機器以外に接続すること
(6) 当社の許可なく小型基地局設備の電源を長時間 OFF にすること、及び当社の許可なくフェムトセル機器の電源 OFF/ON 等を行うこと
(7) フェムトセル小型基地局経由で行われる通信等の機密漏洩等を行うこと
(8) フェムトセル小型基地局の電波輻射に影響を与え、フェムトセル小型基地局経由の 4G 通信サービスの利用に支障を与えるような行為または造作を行うこと
(9) 有線電気通信法第 13 条が禁止する有線電気通信設備の損壊行為等を行うこと
2 運用者が、本条第 1 項各号に該当する行為を行った場合、電波法、有線電気通信事業法等の法令に基づき、懲役又は罰金に処せられることがあります。

第 8 条 (損害賠償)

運用者が、第 7 条第 1 項各号に該当する行為を行い当社に損害が発生した場合、当社は運用者にその賠償を請求することができるものとします。

第 9 条 (責任の範囲)

当社は、フェムトセル小型基地局の運用管理に関連して運用者に生じた損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
2 前項にかかわらず、運用者と当社との間の本契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、当社は、当社の過失 (重過失を除きます。) による債務不履行責任または不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。

第 4 章 費用負担等

第 10 条 (費用負担等)

運用者は、本契約に定める義務の履行については、無償で行うものとし、名目や内容の如何を問わず、当社は運用者に対して本契約に関連する対価を支払わないものとします。

第 5 章 契約の終了等

第 11 条 (契約の中途解約、終了)

運用者は、本契約の中途解約を希望する場合、利用契約の契約者に連絡し、当該契約者から当社受付窓口に連絡し事前に当社へ届け出るものとします。
2 本契約の運用者が利用契約の契約者である場合で、本物件のフェムトセル小型基地局を運用する者が他にも存在する場合は、運用者は本契約を中途解約できるものとします。
3 本契約の中途解約を希望する運用者がそのフェムトセル小型基地局のただ一人の運用者である場合は、本契約の終了と同時に利用契約も解除されるものとします。
4 利用契約が理由の如何を問わず終了した場合、本契約も当然に終了するも

DS60_ver. 3. 2

のとします。

第12条 (契約違反による解除)

当社は、運用者が次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何らの催告なしに本契約を即時解除出来るものとします。この場合において当社に損害が生じた場合には、当社は運用者に対しその賠償を請求することができるものとします。

- (1) 当社への届出事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れのあった場合
- (2) 運用者が電波法、放送法等の各法令に違反した場合
- (3) 運用者が、本規約の一に違反した場合
- (4) 前各号のほか本契約を継続することが、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合

第6章 雑則

第13条 (権利義務の譲渡等)

運用者は本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第14条 (パーソナルデータの取り扱い)

当社は、運用者から収集したパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

2 当社は、前項のほか、以下の目的の遂行に必要な範囲において、運用者か

ら収集したパーソナルデータを自ら利用し、又は共同利用するものとします。

- (1) フェムトセル小型基地局の保守点検、修理、改造等のために必要なご連絡、訪問
- (2) 運用者からのお問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続のご案内や情報の提供等の運用者サポート
- (3) 運用者サービス向上に寄与する情報の提供
- (4) フェムトセル小型基地局の保守や障害対応等のサポート業務
- (5) その他フェムトセル小型基地局の運用管理に必要な業務

3 当社は、無線局の運用者変更届けのため運用者の氏名(法人の場合は名称、代表者名及び代表者役職)、住所、電話番号、連絡先(法人の場合のみ担当者所属部署、担当者役職名、及び担当者名)等の情報を総務省に届出いたします。

4 パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第15条 (準拠法)

本契約に関する準拠法は、日本法とします。

第16条 (合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2017年3月7日制定)
(2017年3月17日改定)
(2017年8月1日改定)
(2017年12月6日改定)
(2021年1月4日改定)
(2021年11月1日改定)
(2021年12月1日改定)
(2022年4月12日改定)
(2023年4月18日改定)
(2023年5月24日改定)

別表

1. 無線局免許状等記載事項

下記の内容は、弊社が総務省に提出する無線局開設届および当該フェムトセル小型基地局が電波法の規定による審査に合格した無線局である事を証明する免許状の記載事項であり、お客さまは以下に定める無線局の運用者となります。(弊社に登録された運用者がお客さまと異なる場合、本書の内容を運用者にもお伝えください)

無線局免許状等記載事項			
包括免許人の氏名又は名称	ソフトバンク株式会社		
包括免許人の住所	東京都港区海岸1-7-1		
特定無線局の種別	基地局		
特定無線局の目的	電気通信業務用	包括免許の番号	(※1)
包括免許の年月日	令4.10.1	包括免許の有効期間	令9.9.30まで
無線設備の設置場所とすることができる区域	(※1)	運用開始の期限	(※2)
通信の相手方	免許人所属の陸上移動局		
包括免許人の事務所	東京都港区海岸1-7-1		
電波の型式、周波数及び空中線電力			
10MOX7W 1850MHz		100	mW
15MOX7W 1852.5MHz		100	mW
発行年月日	(※1)	発行者	(※1)

- ◆ 電波法第59条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

※1 無線局免許状内容一覧参照

※2 運用開始の期限とは、個々のフェムトセル小型基地局の運用開始の期限を規定したものではありません。

＜無線局免許状内容一覧＞

No	設置場所 都道府県名	管轄対象 総合通信局名称	無線局免許状等記載事項				
			包括免許の番号	包括免許の年月日	無線設備の設置場所とすることが できる区域	発行年月日	発行者
1	北海道	北海道総合通信局	北包第 5658 号	令 4. 10. 1	北海道総合通信局管内	令 4. 9. 20	北海道総合通信局長
2	青森県	東北総合通信局	東包第 5497 号	令 4. 10. 1	東北総合通信局管内	令 4. 9. 7	東北総合通信局長
3	岩手県	東北総合通信局	東包第 5497 号	令 4. 10. 1	東北総合通信局管内	令 4. 9. 7	東北総合通信局長
4	宮城県	東北総合通信局	東包第 5497 号	令 4. 10. 1	東北総合通信局管内	令 4. 9. 7	東北総合通信局長
5	秋田県	東北総合通信局	東包第 5497 号	令 4. 10. 1	東北総合通信局管内	令 4. 9. 7	東北総合通信局長
6	山形県	東北総合通信局	東包第 5497 号	令 4. 10. 1	東北総合通信局管内	令 4. 9. 7	東北総合通信局長
7	福島県	東北総合通信局	東包第 5497 号	令 4. 10. 1	東北総合通信局管内	令 4. 9. 7	東北総合通信局長
8	茨城県	関東総合通信局	関包第 22687 号	令 4. 10. 1	関東総合通信局管内	令 4. 9. 21	関東総合通信局長
9	栃木県	関東総合通信局	関包第 22687 号	令 4. 10. 1	関東総合通信局管内	令 4. 9. 21	関東総合通信局長
10	群馬県	関東総合通信局	関包第 22687 号	令 4. 10. 1	関東総合通信局管内	令 4. 9. 21	関東総合通信局長
11	埼玉県	関東総合通信局	関包第 22687 号	令 4. 10. 1	関東総合通信局管内	令 4. 9. 21	関東総合通信局長
12	千葉県	関東総合通信局	関包第 22687 号	令 4. 10. 1	関東総合通信局管内	令 4. 9. 21	関東総合通信局長
13	東京都	関東総合通信局	関包第 22687 号	令 4. 10. 1	関東総合通信局管内	令 4. 9. 21	関東総合通信局長
14	神奈川県	関東総合通信局	関包第 22687 号	令 4. 10. 1	関東総合通信局管内	令 4. 9. 21	関東総合通信局長
15	新潟県	信越総合通信局	信包第 3700 号	令 4. 10. 1	信越総合通信局管内	令 4. 9. 30	信越総合通信局長
16	富山県	北陸総合通信局	陸包第 2598 号	令 4. 10. 1	北陸総合通信局管内	令 4. 9. 26	北陸総合通信局長
17	石川県	北陸総合通信局	陸包第 2598 号	令 4. 10. 1	北陸総合通信局管内	令 4. 9. 26	北陸総合通信局長
18	福井県	北陸総合通信局	陸包第 2598 号	令 4. 10. 1	北陸総合通信局管内	令 4. 9. 26	北陸総合通信局長
19	山梨県	関東総合通信局	関包第 22687 号	令 4. 10. 1	関東総合通信局管内	令 4. 9. 21	関東総合通信局長
20	長野県	信越総合通信局	信包第 3700 号	令 4. 10. 1	信越総合通信局管内	令 4. 9. 30	信越総合通信局長
21	岐阜県	東海総合通信局	海包第 9877 号	令 4. 10. 1	東海総合通信局管内	令 4. 9. 22	東海総合通信局長
22	静岡県	東海総合通信局	海包第 9877 号	令 4. 10. 1	東海総合通信局管内	令 4. 9. 22	東海総合通信局長
23	愛知県	東海総合通信局	海包第 9877 号	令 4. 10. 1	東海総合通信局管内	令 4. 9. 22	東海総合通信局長
24	三重県	東海総合通信局	海包第 9877 号	令 4. 10. 1	東海総合通信局管内	令 4. 9. 22	東海総合通信局長
25	滋賀県	近畿総合通信局	近包第 15198 号	令 4. 10. 1	近畿総合通信局管内	令 4. 9. 26	近畿総合通信局長
26	京都府	近畿総合通信局	近包第 15198 号	令 4. 10. 1	近畿総合通信局管内	令 4. 9. 26	近畿総合通信局長
27	大阪府	近畿総合通信局	近包第 15198 号	令 4. 10. 1	近畿総合通信局管内	令 4. 9. 26	近畿総合通信局長
28	兵庫県	近畿総合通信局	近包第 15198 号	令 4. 10. 1	近畿総合通信局管内	令 4. 9. 26	近畿総合通信局長
29	奈良県	近畿総合通信局	近包第 15198 号	令 4. 10. 1	近畿総合通信局管内	令 4. 9. 26	近畿総合通信局長
30	和歌山県	近畿総合通信局	近包第 15198 号	令 4. 10. 1	近畿総合通信局管内	令 4. 9. 26	近畿総合通信局長
31	鳥取県	中国総合通信局	中包第 3407 号	令 4. 10. 1	中国総合通信局管内	令 4. 10. 1	中国総合通信局長
32	島根県	中国総合通信局	中包第 3407 号	令 4. 10. 1	中国総合通信局管内	令 4. 10. 1	中国総合通信局長
33	岡山県	中国総合通信局	中包第 3407 号	令 4. 10. 1	中国総合通信局管内	令 4. 10. 1	中国総合通信局長
34	広島県	中国総合通信局	中包第 3407 号	令 4. 10. 1	中国総合通信局管内	令 4. 10. 1	中国総合通信局長
35	山口県	中国総合通信局	中包第 3407 号	令 4. 10. 1	中国総合通信局管内	令 4. 10. 1	中国総合通信局長
36	徳島県	四国総合通信局	四包第 1872 号	令 4. 10. 1	四国総合通信局管内	令 4. 9. 22	四国総合通信局長
37	香川県	四国総合通信局	四包第 1872 号	令 4. 10. 1	四国総合通信局管内	令 4. 9. 22	四国総合通信局長
38	愛媛県	四国総合通信局	四包第 1872 号	令 4. 10. 1	四国総合通信局管内	令 4. 9. 22	四国総合通信局長
39	高知県	四国総合通信局	四包第 1872 号	令 4. 10. 1	四国総合通信局管内	令 4. 9. 22	四国総合通信局長
40	福岡県	九州総合通信局	九包第 10318 号	令 4. 10. 1	九州総合通信局管内	令 4. 9. 26	九州総合通信局長
41	佐賀県	九州総合通信局	九包第 10318 号	令 4. 10. 1	九州総合通信局管内	令 4. 9. 26	九州総合通信局長
42	長崎県	九州総合通信局	九包第 10318 号	令 4. 10. 1	九州総合通信局管内	令 4. 9. 26	九州総合通信局長
43	熊本県	九州総合通信局	九包第 10318 号	令 4. 10. 1	九州総合通信局管内	令 4. 9. 26	九州総合通信局長
44	大分県	九州総合通信局	九包第 10318 号	令 4. 10. 1	九州総合通信局管内	令 4. 9. 26	九州総合通信局長
45	宮崎県	九州総合通信局	九包第 10318 号	令 4. 10. 1	九州総合通信局管内	令 4. 9. 26	九州総合通信局長
46	鹿児島県	九州総合通信局	九包第 10318 号	令 4. 10. 1	九州総合通信局管内	令 4. 9. 26	九州総合通信局長
47	沖縄県	沖縄総合通信事務所	沖包第 1599 号	令 4. 10. 1	沖縄総合通信事務所管内	令 4. 9. 6	沖縄総合通信事務所長